

会 議 録

会議の名称	平成 27 年度 第 2 回飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会
開催日時	平成 27 年 8 月 11 日 (火) 午後 5 時 00 分～午後 5 時 30 分
開催場所	飯塚市役所 本館 4 階「入札控室」
出席委員	福間一志 委員・中竹秀博 委員・久保山眞一 委員・石井啓子 委員 上野裕美 委員・西村亜矢香 委員
欠席委員	渡邊美智子 委員・白山勝也 委員
事務局職員	田中淳 こども・健康部長・田原洋一 子育て支援課長・城戸信比古 課長補佐 山上政代 保育指導主幹補・松岡貴章 総務係長
会議内容	<p>(副委員長)</p> <p>「平成 27 年度第 2 回飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会」を開催いたします。</p> <p>「幸袋こども園民間移譲に伴う法人募集要項等について」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料 1 ページをご覧ください。</p> <p>資料左側が現行の募集要項になります。資料右側が今年度の募集要項(案)になります。変更箇所を下線を引いております。</p> <p>1. 移譲するこども園の名称、所在地及び定員の(3)定員につきましては、短時間利用児(幼稚園児)の定員を 90 名から 90 名以内に変更。8 月 1 日現在の幼稚園園児数が 3 才児 20 名、4 歳児 27 名、5 歳児 30 名となっております。</p> <p>2. 移譲年月日は平成 29 年 4 月 1 日</p> <p>3. 応募資格、4 応募手続き、昨年までは飯塚市内、その後に福岡県内と 2 回の募集を行っていましたが、今回は福岡県内 1 回の募集とし、募集期間を昨年は 2 月の 1 カ月間としていましたが、27 年 12 月 1 日から 28 年 1 月 29 日(金)までの 2 カ月間に変更しております。</p> <p>5. 選考方法等の(1)選考時期を募集期間の変更に伴って「3 月下旬から 4 月上旬」を「3 月から 4 月」へ変更しております。</p> <p>続きまして別紙 1 の諸条件についてですが、</p> <p>1. 移譲の方法の(3)送迎用駐車場について、を追加しております。</p> <p>幸袋小中一貫校の駐車場の整備が平成 29 年 4 月に完了予定であります。必要に応じてこども園の園舎等の改築工事が終了するまで一貫校の駐車場の一部を使用できる内容を追加しております。</p> <p>2. こども園運営について(6)利用者負担金についての①は平成 27 年度中に入園を削除しております。②の法人負担についてですが、27 年度の入所状況で負担額を算定しましたところ、概算ではありますが、経過措置を講じた額と飯塚市が定めた教育標準時間認定の利用料で算定した差額ですが、月額 63,950 円、年額 767,400 円の法人負担となっております。また、民営化初年度の平成 29 年度でこの経過措置は終了しますので、平成 30 年度からは全ての児童が新料金となり法人の負担はありません。</p>

その他の変更として、広報については昨年までは、市報、ホームページの掲載、市内の保育園及び幼稚園に説明会の案内をしておりましたが、それに加え、ダイレクトメールをしてはどうかと考えております。

また、市からの臨時職員の引継保育士についてですが、当初 7 名の保育士を予定しておりましたが、再度職員に希望調査を実施し引継保育士の増を図りたいと検討しております。

土地につきまして有償貸付としておりますが、例えば 10 年間の無償、その後有償貸付等を検討しております。

この他にもご提案やご意見等がありましたら、よろしく申し上げます。

(副委員長)

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見等はございませんか。

(委員)

定員が 90 名以内とありますが、最低ラインの設定の必要はないか。

(事務局)

最低ラインを設定する必要はないと考えております。

(委員)

保育士の確保について昨年との変更点はあるのですか。

(事務局)

引継保育士を昨年の 7 名以上の引継を行いたい等を検討しております。

(委員)

市の職員の出向制度というのは可能なのですか。

(事務局)

当課だけでは判断できませんので関係各課と協議したいと思います。

(委員)

福岡県内まで応募範囲を拡げるということでホームページやダイレクトメールを行うということですが、広報活動と人の確保に重点を置いて、広報活動を行うにしても地域を絞って行う必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

保育協会、幼稚園連盟とも協議を行い検討していきたいと思います。

(副委員長)

この議題につきましては、さらに慎重な審議をお願いすべきと考えますので、本日はこの程度にとどめ、次回の委員会での継続案件とさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり)

(副委員長)

次に、その他 (1) 「保育所・こども園の入所状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料 5 ページをお願いします。

上段 1. が 1 号～3 号子どもの支給認定状況、中段 2. がそれらのお子さんの教育・保育施設の利用状況、下段 3. が支給認定を受けながら保育所・こども園を利用されていないお子さんの数を月ごとにまとめた一覧表になります。

1 号認定こどもに係る幼稚園、こども園利用者数は、4 月当初入園者数 400 人から 17 人増え、417 人となっています。内訳としては、公立こども園 3 園に 198 人、私立こども園 1 園に 209 人、市外の幼稚園に 8 人、市外のこども園に 2 人の計 417 人です。

2 号、3 号認定こどもに係る保育所、こども園利用者数は、支給認定を受けた 3 歳以上の 2 号認定こども 1,824 人のうち 8 月 1 日現在入所されている方は 1,813 人、同じく 3 歳未満の 3 号認定こども 1,440 人のうち入所されている方は 1,394 人、計 3,207 人です。

これら支給認定を受けたお子さんのうち、保育所、こども園に入所されていない方は資料下段 3. 私的な理由による未利用者欄に記載の通り、2 号認定で 11 人、3 号認定で 46 人、計 57 人おられます。

これらのお子さんは市が入所をあっせんした保育所、こども園が保護者の希望する施設ではなかったために実際の入所にいならず、お待ちになっているものです。これは「私的な理由」による待機とされており、国の定義する「待機児童」にはあてはまらないことから、「私的な理由による未利用者」として整理しております。これらの「未利用者」については 4 月当初の 17 人から 5 月以降、毎月増え続けており、特に 3 歳未満児の年度途中入所が大変厳しい状況になっております。

(副委員長)

報告が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(「なし」という声あり)

(副委員長)

ご意見もないようですので、この件につきましては、事務兄の説明のとおり了承をお願いします。次に (2)「公立保育所・こども園の開所時間について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料 6 ページをお願いします。

子ども・子育て支援新制度では、開所時間について、保育標準時間認定に係る保育必要量は 11 時間とされ、公定価格においても 11 時間分の経費が積算されていることから、保育所及び認定こども園並びに保育標準時間の利用定員を設定する施設につきましては 11 時間の開所が必要となっております。このことにより、市内の公立保育所・こども園につきましては現在 7 時 30 分～18 時までの 10 時間 30 分の開所時間を 11 時間に変更する必要がありますので、現在関係各課と協議を進めております。

(副委員長)

報告が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(「なし」という声あり)

	<p>(副委員長)</p> <p>ご意見もないようですので、この件につきましては、事務局の説明のとおり了承をお願いします。次に次回委員会の開催について事務局から報告をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>次回の委員会では、幸袋こども園の募集要項等の再検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>具体的な日程につきましては、9月下旬をお願いしたいと考えております。本日は委員長不在でありますので、後日連絡をしたいと思います。</p> <p>(副委員長)</p> <p>それでは、次回の委員会は事務局から通知がありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかに何もなければ、これもちまして、第2回委員会を閉会いたします。</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市立幸袋こども園の民間移譲に伴う法人募集要項【変更案】 ・子ども・子育て支援新制度における支給認定状況 ・保育の必要性の認定について ・子ども・子育て支援法施行規則
公開・非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者なし)</p>
その他 (非公開理由等)	